

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第11回特別弔慰金が支給されます

令和2年4月1日から、「第11回戦没者などの遺族に対する特別弔慰金」の受付が始まりました。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、体調に不安がある場合やお急ぎでない場合には、請求期間が令和5年3月31日までの3年間となっておりますので、状況が落ち着いてからのお手続きをご検討いただきますようお願いいたします。

【第11回特別弔慰金の概要】

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、「公務扶助料」や「遺族年金」等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹（戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。）
- 4 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族（戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。）

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）

○その他

郵送による請求も可能ですが、希望される方については、事前に連絡をお願いいたします。

【問】

健康福祉課 地域福祉室（本庁） ☎(56) 2224
窓口業務室（支所） ☎(58) 7070

6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、地域の皆様から人権相談を受け、問題解決をお手伝いします。相談は無料で、相談内容についての秘密は厳守します。

川根本町では、年6回、特設人権相談所を開設し人権相談に応じています。これに限らず、人権についての相談は随時受け付けていますのでご相談ください。

◆相談内容

いじめにあった、インターネットで人権侵害を受けた、女性・高齢者・外国人への差別に関すること、セクハラ、パワハラなど

◆川根本町人権擁護委員

（法務大臣から委嘱を受けています）
・下原 泰 ・神谷さつき
・上野直子 ・森田雅文

【問】健康福祉課 地域福祉室

☎(56) 2224

合併処理浄化槽の設置について補助金の交付を行っています

川根本町では、生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、町内に新しく合併処理浄化槽を設置する方に、設置費用の補助を行っています。

1 補助対象となる方

- ① 川根本町に住所登録がある方
- ② 合併処理浄化槽設置整備事業完了の日までに川根本町に住所登録をする方

2 補助対象とならない方

- ① 浄化槽設置の届出の審査、建築基準法の確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する方
- ② 住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
- ③ 居住部分のない建物に合併処理浄化槽を設置する方
- ④ 他の補助事業の補助金を受けようとする方

⑤ 販売目的で合併処理浄化槽付住宅を建築する方

⑥ 季節的に使用する住宅に合併処理浄化槽を設置する方

⑦ 既設の合併処理浄化槽を撤去して新たに合併処理浄化槽を設置する方

3 補助額について

補助内容は下表のとおりです。

人槽区分	補助基本額	単独処理浄化槽撤去の場合	
		浄化槽撤去補助	宅内配管補助
5人槽	332,000円	83,000円	300,000円
6～7人槽	414,000円	103,000円	
8～10人槽以上	548,000円	137,000円	

【問】

くらし環境課 生活環境室 ☎(56) 2236

地域おこし協力隊 活動報告

鈴木 健二さん



4月以降、「協力隊は終わったの？」と良く皆さんに聞かれます。新年度を迎え、そう思われるのも無理はないのですが、今年の9月末までが任期となっていますので、引き続きよろしくお願いします。任期は残り数ヶ月ですが、就任当初から模索してきた「製材加工時の廃棄物の有効利用」について、今後もこの町で、実現していきたいと思っています。

桑野山貯木場で排出されるおが屑は現在、畑の草押さえなどに利

用されており、処分には困っていないのですが、実は、おが屑には様々な活用方法があることが分かっています。

具体的には、おが屑を発酵させることで生じる熱を利用して砂風呂のように楽しむ『酵素風呂』。

おが屑は発酵が進むと70度くらいまで温度が上がるので、これは試す価値があると思います。

また、酵素風呂で使った使用済みのおが屑は、堆肥として畑で再利用することができます。

他にも、おが屑を固めてストーブやボイラー等の燃料として使う『木質ペレット』というものがあります。

現在貯木場で出るおが屑の量はとても少ないので、安定的にペレットを製造するのはなかなか難易度が高いと感じています。

最小限の設備や規模を活用してできないかと考えている中で、東

海大学の取り組みを見学したときにヒントを見つけました。

木質ペレットの製造は任期後にずれ込んでしまうと思いますが、これも実現に向けて取り組んでいきたいと思っています。

これまでの、目先の仕事に囚われて、かなり視野が狭くなっていたと感じます。

約2年前の就任時に描いていたこの町で実現していきたいことの多くは、途中で止まっていますが、急激に変化していく社会の中、私は自分なりに、やるべきことを明確にして、日々取り組んでいきたいと思っています。

～おが屑のワンポイント再利用方法～

- ・山芋や自然薯をおが屑の中に入れて、冷暗所で保管すると、2から3ヶ月保存することができま



新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ「徴収猶予の特例制度についてのご案内」

♣ 新型コロナウイルスの影響で、2月からの収入が減った：

♣ 予約がキャンセルされてしまい、事業を休止・廃止することにより：

♣ 使えなくなった材料の廃棄で損失が：

こういった場合に：

新型コロナウイルスの影響により事業などに係る収入に相当の減少があった場合、一定の要件に該当すれば、町税徴収に1年間の猶予を受けることができます。

担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

● 特例制度の要件

（左記のいずれの要件も満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。）

1. 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

2. 納期までに納付が困難（※）であること。

※少なくとも半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請者の状況に配慮して対応いたします。

● 対象となる町税

・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼ全ての町税が対象です。

※これらのうち、既に納期限が過ぎている町税についても、令和2年6月30日までに申請をすることでこの特例の適用を受けることができます。

● 手続方法

・各税の納期限までに申請をしてください。

・申請は郵送による手続きも可能です。

※必要書類や申請の様式については、町のホームページアドレスからダウンロードしていただくか、直接担当課までご連絡ください。

○ ホームページ

https://www.town.kawanohon.shizuoka.jp/soshiki/zeimujin/zeimu/8283.html

● 申請についてお問い合わせ先

税務住民課 税務室 ☎(56) 2223

* ホームページ

はこちらのQRコードからもアクセスできます。



毎月1回地元にも古くから伝わる民話を「語り」紹介します。是非聞きにきてください。

1. 開催日時 令和2年6月21日（第三日曜日） 1回目 11：00～／2回目 13：30～
2. 開催場所 茶茗館
3. 語り手 木村愛子・蘭田光枝・中原すま子（語り手は都合により変更する場合があります。）

中川根語り部の会「話楽座」（事務局／蘭田はる ☎(56)0374）



崎平区 大工の西村さん

体調を崩し、車の運転に不安を感じるようになりましたので、大事にしていた愛車ですが、手放すことにしました。

こんな時、ご一報下さい、高くお買い上げいたします。

【担当者】渡邊

川根自動車株式会社

川根本町上長尾869-2 ☎0547(56)0150